

(案)

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）の体系図

食の安全・安心の確保

基本方針1 県産農林水産物の信頼性の確保 【生産者への働きかけ】

(1) 農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進

- ・安全安心農産物生産推進事業
- ・農薬対策事業（病害虫防除基準の作成・農薬危害防止運動の実施）
- ・農薬適正使用推進員の認定、スキルアップ研修の実施
- ・農薬対策事業（指導取締）
- ・環境保全型農業推進事業、やまがた有機の里づくり支援事業
- ・良質堆肥の生産・利用への支援
- ・資源循環型農業の推進による園芸作物ブランド産地の育成
- ・自生山菜・野生きのこ等放射性物質検査

(2) 安全で安心な畜産物の提供

- ・監視伝染病の検査（豚熱等）
- ・高病原性鳥インフルエンザの検査
- ・死亡牛のBSE検査
- ・飼養衛生管理基準等の普及及び指導
- ・畜産農家巡回指導
- ・動物用医薬品販売業巡回指導
- ・農場HACCPの取得推進、継続指導

(3) 安全で安心な水産物の提供

- ・県産貝類安全対策事業
- ・魚病発生の未然防止
- ・水産用医薬品の適正使用指導
- ・養殖生産の実態把握

基本方針2 食品の安全・安心の確保 【食品等事業者への働きかけ】

(1) 食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実

- ・食品等事業者に対する監視指導
- ・各監視強化月間における監視指導
- ・食品製造業者に対する輸入原材料の受入体制の監視指導
- ・と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導
- ・認定小規模食鳥処理場に対する監視指導
- ・健康食品の製造・販売施設に対する監視指導
- ・残留農薬検査
- ・残留有害物質モニタリング検査
- ・食品成分規格等検査
- ・食品検査信頼性確保事業
- ・と畜検査

(2) 食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案への対応強化

- ・大量調理施設に対する監視指導
- ・各監視強化月間における監視指導【再掲】
- ・有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発

(3) HACCPに沿った衛生管理の徹底

- ・HACCP運用状況の確認
- ・食品衛生講習会の開催

(4) 適正な食品表示の確保と徹底

- ・食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく表示に対する指導や監視
- ・アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品に係る監視指導
- ・食品適正表示推進者制度
- ・食品表示法に基づく表示内容に係る周知
- ・食品安全モニター制度及び適正表示ボランティア制度

(5) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実

- ・保健所ホットラインによる通報体制の整備
- ・食品等事業者における記録作成の推進

基本方針3 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築 【県民各層への働きかけ】

(1) 生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

- ・山形県食の安全推進会議の開催
- ・リスクコミュニケーション（意見交換会）及び食の安全推進交流会の開催
- ・食育・地産地消の推進
- ・出張セミナーの開催
- ・給食施設における管理栄養士等の配置の促進
- ・安全・安心な農産物の生産等に関する研修の実施

(2) 県民への情報提供の推進

- ・県ホームページ、SNS及び紙媒体など、各種媒体による食の安全・安心に関する情報発信の充実
- ・食の安全ほっとインフォメーション事業
- ・消費者にわかりやすい農業情報及び農産物情報の提供
- ・食の安全・安心ネットワーク
- ・健康食品の情報提供
- ・有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発【再掲】

目 次

第 1 章	アクションプランの策定に当たって	1
1	策定の趣旨	2
2	食の安全・安心に関する県民の意識	2
3	食の安全・安心に関するこれまでの取組み	4
4	アクションプランの基本方針	5
第 2 章	具体的な施策の展開	7
基本方針 1 県産農林水産物の信頼性の確保		
ー 安全・安心な農林水産物の生産体制の強化に向けて ー		
(1)	農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進	8
(2)	安全で安心な畜産物の提供	11
(3)	安全で安心な水産物の提供	13
基本方針 2 食品の安全・安心の確保		
ー 安全・安心な食品の提供に向けて ー		
(1)	食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実	15
(2)	食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案の対応強化	19
(3)	H A C C P に沿った衛生管理の徹底	20
(4)	適正な食品表示の確保と徹底	21
(5)	食品等事業者における食品衛生法上の危機管理体制の充実	23
基本方針 3 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築		
ー 食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて ー		
(1)	生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への 県民意見の反映	24
(2)	県民への情報提供の推進	26
第 3 章	アクションプランの推進	29
1	プランの推進体制と検証	30
2	プランを推進するうえでの役割分担	31
用語解説		32

第 1 章

アクションプランの策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 食の安全・安心に関する県民の意識
- 3 食の安全・安心に関するこれまでの取組み
- 4 アクションプランの基本方針

1 策定の趣旨

食の安全を確保することは、県民の健康を守り、安心して暮らせる地域社会を支えるために不可欠です。県では、平成15年3月に「山形県食の安全推進基本方針」をまとめ、平成18年3月にはその行動計画として「やまがた食の安全・安心アクションプラン（計画期間：平成18年度～平成20年度）」を策定し、第6期に至るまで総合的かつ継続的な施策を実施してきました。

近年の食を巡る状況として、食品衛生法の改正により食品事業者へのHACCPに沿った衛生管理が制度化されましたが、現状としては、食品事業者へのHACCPの定着が十分とは言えない状況であり、食中毒の発生やアレルギー物質の表示漏れ、異物混入によるリコールのほか、機能性表示食品による広域な健康被害等も発生しています。また、産地や賞味期限等の不適切な表示も発生しており、更なる食の安全性の向上及び食品表示の信頼確保が求められています。

一方、持続可能な食環境づくりとして、環境に配慮した生産方式の導入やフードロス対策なども重要視されており、安全・安心な食の提供とあわせて地域社会の持続可能性にも対応することが求められています。

こうしたなか、現行のアクションプランの計画期間が終了することから、これまでの計画の達成状況や、食を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、生産から消費に至る食品の安全性を確保し、県民が安心して健康的な食生活を享受できるよう「やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）」を策定します。

新たなアクションプランを実施していくことで、食品の「安全」を確保するとともに、生産者、食品等事業者、消費者、行政が連携し、県の食の安全・安心に寄与してまいります。

（※食品等事業者：食品、添加物及び食品に係る器具、容器包装を製造、輸入、販売等する者）

食の安全・安心に関する県民の意識（令和6年度「県政アンケート調査」）

2 食の安全・安心に関する県民の意識

令和6年12月に公開予定

令和6年12月に公開予定

3 食の安全・安心に関するこれまでの取り組み

(1) 山形県食の安全推進基本方針

平成15年3月に策定した「山形県食の安全推進基本方針」では、以下の5つを基本方針とし、生産から消費（「農場から食卓」）までの全過程を通じた食の安全を推進することとしています。

【山形県食の安全推進基本方針の概要】

基本方針	基本施策
消費者、県民への積極的な情報の提供	① 広範な情報の収集 ② 消費者、県民への積極的な情報の提供 ③ 消費者、県民からの相談への的確な対応と普及・啓発の推進 ④ 食育の推進
消費者、県民意見の行政施策への反映	① 消費者意見の把握 ② 食の安全と安心に関する意見交流の推進（リスクコミュニケーション） ③ 各種公聴活動の活用
安全・安心な農畜水産物の生産・供給の確保	① 安全な農畜水産物生産の普及指導の充実 ② 安全性確保のためのチェック機能の強化 ③ 環境に優しい農業の推進 ④ トレーサビリティシステムの推進 ⑤ 消費者と生産者の相互理解の促進
安全な食品の製造（加工・調理）、流通の確保	① 製造、加工、調理施設の監視指導の充実強化 ② 食品関係従事者の衛生意識の向上 ③ 県内流通食品の監視指導の強化 ④ 試験検査の充実強化 ⑤ 食品の適正表示の調査指導の強化 ⑥ 食中毒の予防
県民の主体的な取り組みの推進と相互連携の強化	① 自主的に取り組む県民への支援 ② 国、自治体との連携強化

(2) 山形県食の安全県民会議アピール

生産者、製造・流通販売事業者、消費者、学識経験者等が食の安全・安心に係る意見交換を通し、情報の共有と相互理解による連携を図るための契機とする場として「山形県食の安全県民会議」を平成15年11月に設立し、平成17年2月に今後の食の安全・安心の取り組みの方向性をアピールとして宣言しました。

また、平成17年度からは、県民会議を引き継ぐものとして「山形県食の安全推進会議」を設置し、宣言したアピールの具体的展開を図っていくうえでの課題や施策について協議等を行っています。

山形県食の安全県民会議アピール「食の安全・安心に向けて」

われわれ県民一人ひとりそれぞれの立場で、今後とも引き続き次のことに取り組んでいきます。

- 1 県民一人ひとりが自ら、食の安全・安心に関して、意識と行動の改革を行います。
- 2 生産者、加工・流通業者、消費者間の相互理解と信頼関係を構築していきます。
- 3 食の安全・安心に関する取り組みを、県民全体の運動に発展させます。

(3) やまがた食の安全・安心アクションプランの策定

県民の生命や健康を維持するために必要不可欠な食の安全を守ることを目的に、県が生産者、食品等事業者、消費者と連携して実施する具体的な取組みを、総合的かつ計画的に展開するため、平成18年度から平成20年度までの行動計画として「やまがた食の安全・安心アクションプラン（第1期）」を策定しました。

その後、食品を取り巻く環境の変化や様々な課題を踏まえ、総合的で効果的な行政施策の推進を図るため、具体的な施策の見直しを図り、「山形県食の安全推進会議」をはじめとする県民からの意見を聞いたうえで、第2期～第6期（令和6年度まで）アクションプランを策定し、実施してきました。

4 アクションプランの基本方針

「やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）」では、これまでと同様に「山形県食の安全推進基本方針」や山形県食の安全県民会議アピール「食の安全・安心に向けて」の考え方を踏まえ、プランの策定及び進行管理を行ううえで6つの基本的な視点を設定します。

そのうえで、県が進める食の安全・安心に関する取組みを次の3つの方針に整理し、県民に具体的な計画を示すことにより、総合的かつ計画的に施策を推進します。

【プラン策定及び進行管理の基本的な視点】

- 県民の健康保護と消費者の視点を最優先に考えます。
- 生産者、食品等事業者、消費者及び行政の役割を明確にします。
- 県民の意見を聞き、プランに反映します。
- 4年間の実施計画、数値目標を設定し、確実な実施を図ります。
- プランの実施結果は、速やかに公表します。
- プランは概ね4年毎に見直しを行います。

基本方針1 県産農林水産物の信頼性の確保

－安全・安心な農林水産物の生産体制の強化に向けて－

- 食品安全と環境保全に一体的に取り組むGAP（農業生産工程管理）の普及に取り組めます。
- 有機農業、特別栽培等の普及拡大により農業生産における環境負荷低減に取り組めます。
- 農場への伝染病の侵入リスクを低減するための取組みや農場HACCP認証取得の支援を通じ、生産者等の取組みを推進し、安全な畜産物が提供される取組みを継続的に実施していきます。

基本方針2 食品の安全・安心の確保

－安全・安心な食品の提供に向けて－

- 不良食品（輸入食品を含む）の流通を防止するため、食品等事業者への監視指導を充実するとともに流通食品の残留農薬、残留動物用医薬品等の検査を実施します。
- 各監視強化月間等における重点的な監視と大量調理施設を含む食品等事業者への衛生管理に係る指導を徹底し、食中毒等の未然防止を図るとともに、広域で発生した場合の自治体間の連携を強化します。有毒植物や毒きのこなど自然毒による食中毒及び食肉の加熱不足等による食中毒の発生防止のため、県民へ各種媒体を用いた啓発を実施します。
- HACCPに沿った衛生管理について、新規食品等事業者の規模や形態に応じ、きめ細やかな指導を実施します。また、関係機関と連携して取組状況を確認し、導入後のHACCPが適切に運用されるよう支援します。
- 原料原産地表示の義務化、アレルギー物質、遺伝子組換え食品など、食品表示基準について食品等事業者に周知し、適正な食品表示を確保するため、相談体制を強化していくとともに、関係機関との連携、協力による食品表示の監視指導を充実していきます。
- 食品等事業者が健康被害につながる情報を得た場合の保健所への速やかな報告と健康被害の発生及び拡大防止を図る体制の構築を指導助言します。また、食品リコールの際の遅滞ない報告の徹底を求めるとともに、円滑に回収を行うためのトレーサビリティに係る記録の徹底を指導するなど、食品衛生上の危機管理体制の整備を図っていきます。

基本方針3 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築

－食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて－

- 山形県食の安全推進会議や食の安全推進交流会などの実施により、生産者・食品等事業者・消費者・行政の相互理解を進め、施策への県民意見を反映させることで、信頼関係の構築を図ります。
- 県民に対して、流通食品等による健康被害事案等、食の安全・安心に関する的確な情報を迅速に提供します。

第 2 章

具体的な施策の展開

基本方針

1 県産農林水産物の信頼性の確保

－ 安全・安心な農林水産物の生産体制の強化に向けて －

- (1) 農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進
- (2) 安全で安心な畜産物の提供
- (3) 安全で安心な水産物の提供

2 食品の安全・安心の確保

－ 安全・安心な食品の提供に向けて －

- (1) 食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実
- (2) 食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案の対応強化
- (3) HACCPに沿った衛生管理の徹底
- (4) 適正な食品表示の確保と徹底
- (5) 食品等事業者における食品衛生法上の危機管理体制の充実

3 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築

－ 食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて －

- (1) 生産者・食品等事業者・消費者・行政の相互理解の促進と施策への県民意見の反映
- (2) 県民への情報提供の推進

基本方針 1 県産農林水産物の信頼性の確保

(1) 農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進

ア 食品の安全性確保に向けた適切な農業生産の実施

【現状】

- 食品の安全性確保に向けた適切な農業生産を実施するために、GAP^{※1}の取組みの拡大・定着並びに国際水準GAP^{※2}の認証取得を促進しています。
令和5年度末で国際水準GAPは39件73農場が認証を取得しており、内訳は「JGAP」30件40農場（個別認証：29件29農場 団体認証：1件11農場）、「ASIA GAP」5件5農場（個別認証のみ）、「GLOBAL G.A.P.」4件28農場となっています。
令和4年4月から、国際水準GAPへのステップアップに向けて、『「やまがたGAP^{※3}」第三者認証制度』を開始し、これまでに令和5年度末で22件69経営体が認証を取得しています。
- 米の主産県として消費者に安全で安心な米を提供していくため、米のカドミウム含有状況の調査等によるリスク管理を支援しています。

【課題】

- ◇ 消費者が重視する「安全性」の確保に向けた取組みを一層強化するために、これまで取り組んできた「やまがたGAP」第三者認証制度から、国際水準GAPの導入及び認証取得といったステップアップを促進する必要があります。

【取組方針】

- ◎ GAP指導體制の構築・強化及び農業者のGAPの理解醸成による国際水準GAPの導入及び認証取得を推進します。
- ◎ 米については、市町村、農業協同組合等の米穀出荷業者と連携し、カドミウム含有米の生産・流通防止対策（リスク管理）を継続します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
安全安心農産物生産推進事業 農業技術環境課	・普及指導員対象のスキルアップ研修等によるGAP指導體制を強化します。 ・農業者対象のGAP研修等による国際水準GAPの導入及び認証取得の啓発を図ります。				

イ 農薬の適正使用の推進

【現状】

- 農薬の適正使用の推進については、「山形県農作物病虫害防除基準」^{※4}を作成するとともに、関係機関・団体と連携して毎年「農薬危害防止運動」を展開し、農薬の適正使用、防除履歴の記帳等の普及・啓発を行っています。
また、農薬に関する助言活動を行う「農薬適正使用推進員」の認定研修を行っており、令和5年度末で1,912名の方が認定を受けています^{※5}。
- 農薬取締法で定められた、農薬の適正かつ安全な流通が行われるよう、県内すべての農薬販売者に対し立入検査を実施しています。違反事項等が確認された場合は、直ちに改善するよう指導を行っています。
また、農薬販売者並びにゴルフ場及び防除業における農薬使用者の資質向上のため、「農薬管理指導士」の認定研修を行っており、令和5年度末で268名の方が認定を受けています^{※6}。

【課題】

- ◇ 引き続き適正な農薬使用を推進するため、農薬適正使用推進員や農薬管理指導士を増やしていく必要があります。

【取組方針】

- ◎ 「山形県農作物病害虫防除基準」の作成、各種研修会の開催や啓発チラシの配布及び「農薬危害防止運動」の継続、「農薬適正使用推進員認定制度」の運用を通じて、農薬の適正使用、防除履歴の記帳等の普及・啓発を図ります。
- ◎ 農薬の適正かつ安全な流通が行われるよう農薬販売店への立入検査及び農薬管理指導士認定研修を実施し、無登録農薬、販売禁止農薬等の流通の未然防止及び農薬販売者の資質向上を図り、農薬の取扱い及び使用に関する安全指導を徹底します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
農薬対策事業（病害虫防除基準の作成、農薬危害防止運動の実施） 農業技術環境課	病害虫防除基準の作成・配布や「農薬危害防止運動」の実施により、農薬の適正使用・防除履歴の記帳等の普及・啓発を図ります。				
安全安心農産物生産推進事業（農薬適正使用推進員の認定、スキルアップ研修の実施） 農業技術環境課	農薬適正使用推進員の研修として、基礎的知識の習得を目的とした認定研修のほか、指導的立場の者を対象とした実践技術への対応を目的としたスキルアップ研修を実施します。				
農薬対策事業(立入検査、農薬管理指導士研修会の実施、関係団体への働きかけ) 食品安全衛生課	農業事業者への立入検査及び研修を継続して実施し、農薬の適正かつ安全な流通が行われるよう指導を徹底します。				
	【取組目標】立入件数	300 件	300 件	300 件	300 件
	【取組目標】農薬管理指導士数	270 名	270 名	270 名	270 名

ウ 環境保全型農業（有機農業・特別栽培農産物等）の推進

【現状】

- 「やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、有機農業の担い手確保、有機農産物^{*7}の生産の拡大と県内流通、有機農業による地域活性化の取組み、を促進しています。
- 特別栽培農産物^{*8}については、国が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいた認証を進めるため、第三者認証制度を推進しています。

【課題】

- ◇ 本県農業生産の持続性を確保するために推進してきた有機農業や特別栽培等の環境保全型農業は、SDGs（持続可能な開発目標）の観点からその重要性が高まっており、更なる導入と取組みを支援していく必要があります。

- ◇ 有機農産物や特別栽培農産物を安定して生産するための担い手の確保や技術開発、消費者理解の醸成等により、環境保全型農業の取組みを進める必要があります。

【取組方針】

- ◎ 環境保全型農業直接支払交付金の活用等による有機農業、特別栽培等の環境保全型農業の取組み^{*9}を促進します。
- ◎ 取組水準の高い有機農業における「有機農業の匠」からの技術伝承（「有機農業の匠講座」）等、研修体制の充実による多様な担い手の育成・確保を図ります。
- ◎ 耕畜連携^{*10}を円滑に進めるための堆肥等の有機性資源の需給調整を支援するとともに、優良堆肥の供給を推進します

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
環境保全型農業推進事業 やまがた有機の里づくり 支援事業 農業技術環境課、畜産振興課	・環境保全型農業直接支払交付金の活用促進に向けた農家への情報提供や市町村への働きかけを行います。 ・特別栽培に関する説明会の開催や慣行基準の見直し等により、特別栽培農産物認証取得の促進を図ります。 ・有機農業相談窓口と熟練有機農業者（やまがた有機農業の匠）の連携による栽培技術や有機農産物認証取得に関する研修、指導を実施します。				
良質堆肥の生産・利用への支援 畜産振興課、各総合支庁農業振興課	良質堆肥の生産・利用に必要な施設や機械の整備を支援します。				
資源循環型農業の推進による園芸作物ブランド産地の育成 最上総合支庁農業振興課／農業技術普及課（産地研究室）	最上地域におけるアスパラガス、にら、ねぎ等の園芸作物の振興にあわせ、耕畜連携等による堆肥を利用した資源循環型農業の推進を図ります。				

エ 自生山菜・野生きのこ等放射性物質検査の実施

【現状】

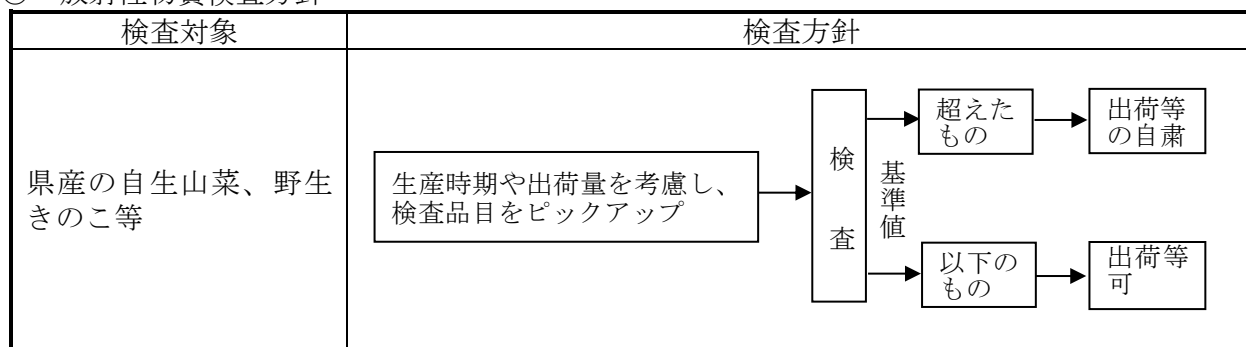
- 平成23年3月11日の東日本大震災に伴い東京電力㈱福島第一原子力発電所で発生した原子力事故により、放射性物質が外部に放出されました。県では同年3月24日から、主要な農林水産物について放射性物質検査を開始しました。
- これまで、農産物、畜産物、魚介類等178品目について検査を実施しましたが、不検出が続いていることから、自生山菜及び野生きのこ等以外は、令和2年度で検査を終了しました。
- 一方、自生山菜及び野生きのこ等については、平成25年5月17日に最上町で採取された自

生山菜「こしあぶら」で基準値を上回る放射性セシウムが検出されたこと等から、58品目について検査を実施してきました。令和7年度以降はこれまでの検査結果等を踏まえ、検査品目を30品目として検査を継続します。

○ 農産物等放射性物質検査の概要

検査対象	実施内容
県産の自生山菜・野生きのこ等	自生山菜・野生きのこ等について検査を実施しています。

○ 放射性物質検査方針



【課題】

- ◇ 自生山菜及び野生きのこ等については、基準値超過事案が発生していることから、検査を継続していく必要があります。

【取組方針】

- ◎ 県産の自生山菜及び野生きのこ等の安全性を明らかにし、県産ブランドの維持を図るため、今後も継続して放射性物質検査を実施します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
自生山菜・野生きのこ等 放射性物質検査 森林ノミクス推進課	自生山菜・野生きのこ等について 検査を実施します				

(2) 安全で安心な畜産物の提供

【現状】

- 安全で安心な畜産物を提供する取組みとして、生産現場において疾病を未然に防ぐ飼養管理方法の指導や、高病原性鳥インフルエンザ^{※11}及びCSF（豚熱）^{※12}など家畜伝染病の発生予防とまん延防止のためのモニタリング検査及び農場で死亡した家畜の原因究明を実施しています。

【課題】

- ◇ 家畜疾病に関する検査、農家への飼養衛生管理に関する指導を継続して実施する必要があります。

【取組方針】

- ◎ 人獣共通感染症^{※13}の発生防止及び監視のため、病性鑑定等の各種検査を実施します。特に、高病原性鳥インフルエンザについては、県内侵入を早期に察知し、迅速な対応を行うための検査を実施します。
- ◎ 農場への病原体侵入リスク低減を図るために、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準^{※14}に基づく飼養管理方法について継続して指導します。
- ◎ 安全な畜産物を供給するため、家畜の衛生管理技術の普及に努めるとともに、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するように指導します。また、飼料、飼料添加物及び動物用医薬品の適正使用等の指導を行います。
- ◎ 健康な家畜を生産するための衛生管理手法である農場HACCP^{※15}の取得を推進し、継続して指導を行うとともに、認証取得農場に対する農場HACCP遵守等の継続支援を行います。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
監視伝染病の検査 (豚熱等) 畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課	家畜伝染病の発生を予防すると共にその発生を予察するための検査を実施します。				
	【取組目標】検査市町村数	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
高病原性鳥インフルエンザの検査 畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課	高病原性鳥インフルエンザの侵入監視等のため、県内の養鶏農場において検査を実施します。				
	【取組目標】検査数(年間延べ62農場×10羽)	620検体	620検体	620検体	620検体
死亡牛のBSE ^{※16} 検査 畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課	特定症状を示す牛又はBSEを疑う症状を示し、一般症状では説明のつかない死亡牛の全頭検査を実施します。				
	【取組目標】検査数	全頭	全頭	全頭	全頭
飼養衛生管理基準等の普及及び指導 畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課	飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導を行います。				
	【取組目標】指導農家数	400戸	400戸	400戸	400戸
畜産農家巡回指導 畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課	飼料及び飼料添加物、動物用医薬品等の適正使用について農家への指導を行います。				
	【取組目標】指導農家数	180戸	180戸	180戸	180戸

動物用医薬品販売業巡回指導	動物用医薬品の適正販売について指導を行います。				
畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課	【取組目標】指導店舗数	50 か所	50 か所	50 か所	50 か所
農場HACCPの取得促進、継続指導	農場HACCPの取得促進、継続指導を行います。				
畜産振興課、各総合支庁家畜保健衛生課、農業技術普及課	【取組目標】指導農家数	5 戸	5 戸	5 戸	5 戸

(3) 安全で安心な水産物の提供

ア 水産物の衛生対策

【現状】

- 水産物においても、食品としての安全性確保は基本的なことであることから、山形県漁業協同組合では、安全な水産物を供給するため、漁獲物の殺菌海水による洗浄や、荷さばき施設の修繕による衛生管理の高度化、ふた付き魚箱の導入など漁獲から箱詰め出荷まで、品質・衛生管理に関する取組みを行っています。
- 貝類の安全性を確保するため、イワガキは、食品衛生法及び県生食用殻付きかき取扱要綱に定められた各基準を満たすとともに、ノロウイルス^{※17}の検査で安全性を確認した後に出荷しています。また、イガイは、有毒プランクトンによる毒化状況（貝毒^{※18}）を検査し、毒化したイガイの流通防止に努めています。

【課題】

- ◇ 安全な水産物を供給するため、品質・衛生管理に関する取組みや貝毒の安全性確保のための検査を継続して実施する必要があります。

【取組方針】

- ◎ 貝類の安全対策について、県漁協に一元化した検査費用への補助を継続して実施します。
- ◎ ノロウイルスを原因とした食中毒の危険性を考慮して、4月から5月までのイワガキ採取の自主規制を継続して指導します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R10
県産貝類安全対策事業 庄内総合支庁水産振興課	県漁協への検査費用の補助を行います。				
	【取組目標】清浄性検査回数 ※	3 回	3 回	3 回	3 回
	【取組目標】岩ガキの成分規格検査回数 ※	3 回	3 回	3 回	3 回
	【取組目標】岩ガキのノロウイルス検査回数 ※	4 回	4 回	4 回	4 回
	【取組目標】貝毒検査回数 (1 海域)	3 回	3 回	3 回	3 回

※ 庄内沿岸 7 海域毎の検査回数

イ 水産用医薬品の適正使用と衛生管理の推進

【現状】

- 水産養殖においては、養殖環境の改善などによる魚病発生の未然防止が重要であるため、養殖現場の実態を把握し、環境改善等について指導・啓発を行っています。
- 魚病が発生した際には適正な処置を行うことにより、魚病被害を低減するとともに、薬剤の残留を防止するなど食品としての安全性を確保するよう指導を行っています。
- 水産研究所及び内水面水産研究所の研究員を魚類防疫員に任命し、水産用医薬品の適正使用及び使用状況の記録等、医薬品の適正管理の徹底を指導しています。

【課題】

- ◇ 養殖場や種苗生産施設等において、天然水域で発生する魚病からもたらされる病原菌やウイルスのほか、新たな魚病に対応していく必要があります。
- ◇ 不適切な医薬品の使用による薬剤耐性菌発生や医薬品残留のリスクがあるため、水産用医薬品の適正使用について指導する必要があります。
- ◇ 近年、異業種や未経験者の養殖事業への参入が増加傾向にあるため、魚病に対する知識や水産用医薬品の適正使用法に係る啓発活動を強化していく必要があります。
- ◇ 養殖場や天然水域で発生している魚病を監視する必要があります。

【取組方針】

- ◎ 養殖生産現場の実態把握に努め、養殖環境の改善などの技術指導により、医薬品使用を抑えた消費者に信頼される養殖生産物を供給します。
- ◎ 安全・安心な養殖生産物の供給のため、水産用医薬品の適正使用を指導します。
- ◎ 魚病の発生を未然に防止するための啓発を推進します。
- ◎ 魚類防疫推進のための基礎資料とするため、魚病の発生状況と水産用医薬品の使用実態を把握します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
魚病発生の未然防止 水産振興課、内水面水産研究所、庄内総合支庁水産振興課	巡回指導による養殖環境の改善指導を行い、魚病発生を未然に防ぎます。				
	【取組目標】巡回指導件数	36 経営体	36 経営体	36 経営体	36 経営体
水産用医薬品の適正使用指導 水産振興課、水産研究所、内水面水産研究所	巡回指導や説明会などにより、水産用医薬品の適正使用に関し普及・啓発を実施します。				
	【取組目標】適正使用指導件数	全 100 経営体	全 100 経営体	全 100 経営体	全 100 経営体
養殖生産の実態把握 水産振興課	アンケート調査を行い、魚病被害と医薬品の使用状況を把握します。				
	【取組目標】使用状況把握数	全 100 経営体	全 100 経営体	全 100 経営体	全 100 経営体

基本方針２ 食品の安全・安心の確保

(1) 食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実

【現状】

①監視・指導

- 食品の調理、製造・加工・流通・販売などを行う食品等事業者に対しては、食品衛生法、食品衛生法施行条例、と畜場法などの関係法令や毎年度策定する山形県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）に基づき、各保健所の食品衛生監視員^{※19}及び食肉衛生検査所のと畜検査員^{※20}が計画的に監視指導を行っており、衛生管理の基準が遵守されていなかったり、不良な食品が流通する可能性がある場合などは改善を指導しています。
- 特に、「夏期食品等監視強化月間（7月）」、「食肉衛生月間（9月）」、「食品適正表示推進月間（11月）」及び「年末食品等監視強化月間（12月）」においては、重点的に監視指導を行うこととし、大量又は広域に流通する食品の製造施設、大規模な調理施設や販売施設等に対する監視指導を行っています。
- 輸入食品については、主に検疫所において監視指導を行っています。令和4年度の食品に係る輸入届出件数は約240万件、輸入届出重量は約3,192万トンでした。違反件数は延べ781件であり、積み戻しや廃棄等の措置が講じられています。
- と畜場においては、牛のBSE、めん羊及び山羊のTSEに係る脳や脊髄などの特定危険部位の管理、除去の徹底を監視指導しています。

②検査

- 県内で製造又は販売される食品について、食品衛生法に基づく過去の違反の状況、製造する食品の種類、製造量、流通状況、製造施設の衛生管理等を踏まえ、各総合支庁（保健所）が計画的な収去試験検査^{※21}等を実施し、食品の安全確保を図っています。
- 検査は、毎年度作成する「監視指導計画」に基づき、県内に流通する主要な農産物（国外産を含む。）や輸入加工食品を対象とする残留農薬に関する検査、県内で生産される食肉・生乳・養殖魚等の畜水産食品を対象とする残留動物用医薬品等に関する検査、県内で製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）を対象とする食品衛生法に基づく成分規格、製造基準等に関する検査などを実施しています。
- 保健所、衛生研究所、食肉衛生検査所の各検査施設における検査精度の維持や技術レベルの向上を図るため、食品衛生法に基づくGLP（食品衛生検査施設の業務管理）^{※22}として施設内での精度管理（内部精度管理）や外部機関による精度管理（外部精度管理）を実施し、検査成績の信頼性を確保しています。
- 安全な食肉のみ流通させるため、県内のと畜場に搬入されるすべての家畜に対し、と畜場法に基づくと畜検査^{※23}を行い、食用とまらない疾病等及び異常肉の排除に努めています。
- 生体検査においてBSE（めん羊及び山羊についてはTSE）の臨床症状（行動異常又は神経症状）を呈する牛・めん羊・山羊についてBSE（TSE）検査^{※24}を実施することとしております。
- 放射性物質検査は、政府が指定している検査対象地域の17都県のうち、本県を除く16都県から出荷された流通食品を計画的に実施しています。

【課題】

- ◇ 県内の食品等事業者が調理・製造・加工した食品から、各法令に基づく衛生管理の基準に合致しない違反や異物混入、アレルギー物質の表示欠落など年間約15件の自主回収の報告がなされており、更なる監視指導の充実を図る必要があります。
- ◇ 安全な県産食肉を提供するため、と畜場に搬入される牛及びめん羊、山羊について、特定危険部位の管理及びと畜場、付設食肉処理施設における分別管理の徹底が必要となります。また、と畜場、付設食肉処理施設において、衛生管理をより向上させるため、継続したHACCPプランの検証を継続する必要があります。
- ◇ 輸入食品を含めた流通食品の残留農薬検査については、ポジティブリスト制度^{※25}を踏まえて行う必要があります。
- ◇ 引き続き食品衛生検査施設における検査精度の維持を図っていく必要があります。

【取組方針】

- ◎ 今後も、監視指導計画に基づき食品等事業者に対する監視指導を効率的かつ効果的に実施し、各法令に基づく衛生管理の基準の順守を徹底するとともに、食中毒や不良な食品の流通の防止を図っていきます。
- ◎ 食品製造業者に対し、輸入された原材料の受入れ時のチェック表を配布するなどして、受入体制に係る指導を強化します。
- ◎ 生食用食肉や加工食肉等を原因とする食中毒を防止するため、関係する食品等事業者に対し、衛生管理や生食用食肉の基準の順守を徹底させます。
- ◎ 安全な食肉の供給を図るため、と畜場及び付設食肉処理施設や認定小規模食鳥処理場^{※26}の施設基準の順守及び衛生管理の徹底について計画的に監視指導を行っていきます。
- ◎ 監視指導計画に基づき、輸入食品を含めた県内に流通する食品について検査を実施するとともに、残留農薬を含めた検査を引き続き実施していきます。また、残留農薬について、食品衛生法に基づく基準を超えたときは、同法の規定や、A D I（一日摂取許容量）^{※27}及びA R f D（急性参照用量）^{※28}を踏まえて適切に対応していきます。
- ◎ 食品衛生検査施設の信頼性を確保するため、検査担当者の知識の習得や技術の向上に努めるとともに、精度管理及び内部点検業務、機器の保守点検のほか妥当性評価を実施するなどして業務管理（G L P）の強化に努めます。
- ◎ 安全・安心な食肉の提供のため、と畜場、付設食肉処理場のH A C C Pに沿った衛生管理の実施状況を検証します。



残留有害物質モニタリング検査の例



枝肉検査の例

【主な取組み（監視・指導）】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
食品等事業者に対する監視指導 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）、各食肉衛生検査所	監視指導計画に基づき食品調理・製造・加工から食品流通・販売にいたる各段階において食品等事業者に対し監視指導を行います。 【取組目標】監視指導計画に基づく監視率				
		100% (※1)	100% (※1)	100% (※1)	100% (※1)
各監視強化月間における監視指導 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）、各食肉衛生検査所	食品等監視強化月間などの各重点期間における監視指導を行います。 【取組目標】関係機関の監視率				
		100% (※2)	100% (※2)	100% (※2)	100% (※2)
食品製造業者に対する輸入原材料の受入体制の監視指導 食品安全衛生課、各総合支庁	食品衛生法に基づき営業許可を受けている食品製造業者に対し、輸入された原材料の受入れ時のチェック体制に係る監視指導を行います。 【取組目標】関係機関の監視率				
		100% (※3)	100% (※3)	100% (※3)	100% (※3)
と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導 食品安全衛生課、各食肉衛生検査所	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導を行い、安全な食肉の提供を図ります。 【取組目標】と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視率				
		100% (※4)	100% (※4)	100% (※4)	100% (※4)
認定小規模食鳥処理場に対する監視指導 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	認定小規模食鳥処理場に対する監視指導を行い、安全な食鳥肉の提供を図ります。 【取組目標】認定小規模食鳥処理場に対する監視率				
		100% (※5)	100% (※5)	100% (※5)	100% (※5)
健康食品の製造・販売施設に対する監視指導 食品安全衛生課、健康福祉企画課（薬務担当）、各総合支庁（保健所）保健企画課（医薬事室）／地域保健福祉課／生活衛生課（室）	健康食品の製造施設及び販売施設に対し監視指導を行います。 【取組目標】施設等への年間監視件数				
		190 件	190 件	190 件	190 件

※1 毎年度策定する山形県食品衛生監視指導計画の対象施設数（令和5年度末：4,412施設）に対する監視率

※2 各重点月間において6監視指導機関が取組みを実施

- ※3 県内において食品衛生法に基づき営業許可を取得している食品製造施設に対し、4 監視指導機関が取組みを実施
- ※4 全と畜場及び付設食肉処理施設（計 7 施設）に対して計画的に監視指導を実施
- ※5 全認定小規模食鳥処理場（令和元年度末：12施設）に対して各年度 1 回の監視指導を実施

【主な取組み（検査）】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
残留農薬検査 （輸入食品を含む。） 食品安全衛生課、衛生研究所、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	農産物へ使用される農薬の残留について確認します。				
	【取組目標】監視指導計画に基づく検査の実施率	100%	100%	100%	100%
残留有害物質モニタリング検査 食品安全衛生課、衛生研究所、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）、各食肉衛生検査所	動物用医薬品・飼料添加物など有害物質の残留について確認します。				
	【取組目標】監視指導計画に基づく検査の実施率	100%	100%	100%	100%
食品成分規格等検査 食品安全衛生課、衛生研究所、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）／検査課（室）	食品衛生法で定められた食品の成分規格や食品添加物の使用基準等について検査し、規格基準の順守と適正表示を確認します。				
	【取組目標】監視指導計画に基づく検査の実施率	100%	100%	100%	100%
食品検査信頼性確保事業 食品安全衛生課、衛生研究所、各総合支庁（保健所）検査課（室）、各食肉衛生検査所	食品衛生検査に関する各種機器や検査の信頼性を確保する取組みを強化します。				
	【取組目標】全 6 施設における精度管理の実施率	100%	100%	100%	100%
と畜検査 食品安全衛生課、各食肉衛生検査所	と畜場に搬入される家畜に対し全頭検査を行い、安全な食肉の提供を図ります。				
	【取組目標】全頭検査	全頭	全頭	全頭	全頭

(2) 食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案の対応強化

【現状】

- 一度に大量の食品を提供するため大規模な食中毒が発生しやすい学校給食施設や旅館等は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」※29に基づき重点的に指導しています。また、食中毒の原因となりやすい生鮮食品、食肉を取り扱う販売店や飲食店に対し、適切な取扱いや二次汚染防止などの衛生管理の徹底を指導しています。
- 食中毒の多発する時期に備え、7月を「夏期食品等監視強化月間」、9月を「食肉衛生月間」、10月を「きのこ食中毒予防月間」、12月を「年末食品等監視強化月間」と定め、食品営業施設等に対する監視指導の強化や食中毒防止の啓発を強化するとともに、家庭での食中毒防止のため、消費者に向けた食品衛生知識の普及・啓発に努め、事故の未然防止を図っています。
- 県内では、令和元年から令和5年までの5年間に49件（患者数：961名）の食中毒が発生しています。近年は、有毒植物や毒きのこの誤食等の植物性自然毒によるものや寄生虫アニサキスによる食中毒が主な事案となっています。
- 食中毒が発生した場合は、「山形県食中毒対策要綱」に基づき、原因究明及び被害拡大防止の観点から関係部局と連携し、迅速な調査、指導等を行っています。また、食中毒による被害の拡大防止に向け、原因施設や原因食品等について報道機関等を通じて県民に公表しています。

【課題】

- ◇ 本県ではノロウイルスによる食中毒は減少していますが、全国では依然として高い水準で発生しており、本県においても再び増加することが想定されます。ノロウイルスは、感染力が強く大規模な食中毒の発生につながります。事案の多くは調理従事者がノロウイルスに感染していたことが原因となっているため、食品取扱施設等は、調理従事者にノロウイルスを保有している者がいることを前提とした適切な衛生管理の実施が重要です。
- ◇ 食肉を原因とするカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒の発生がみられることから、食肉の生食及び加熱不足の危険性について注意喚起する必要があります。
- ◇ 植物性自然毒（有毒植物や毒きのこなど）の誤食や寄生虫（アニサキスなど）による食中毒が毎年発生しており、県内の食中毒の大部分を占めていることから啓発を強化する必要があります。
- ◇ 複数の都道府県にまたがる広域的な食中毒が報告され、原因究明が困難な事例が発生していることから、迅速な情報共有と連携が必要になっています。

【取組方針】

- ◎ 大規模食中毒の発生しやすい施設に対し「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく監視指導を充実します。
- ◎ ノロウイルスによる食中毒の防止対策として、調理従事者の健康状態の把握、手指の二度洗いの励行、消毒剤等を用いた機械、器具類の清潔の保持、非加熱食品や加熱工程以降の食品の衛生的な取扱いなどの衛生管理について、周知及び指導を強化します。
- ◎ 食肉取扱施設に対して、食肉の提供方法に応じた対策を徹底するよう指導を強化します。また加熱不足の食肉による食中毒防止のため、県民に対し、加熱不足の食肉の喫食の危険性について注意喚起を強化します。
- ◎ 植物性自然毒による食中毒防止のため、有毒植物や毒きのこのシーズン前に、県民に対し正しい知識の普及啓発を強化します。
- ◎ 飲食店等営業施設に対し、「夏期食品等監視強化月間」や「食肉衛生月間」、「年末食品等監視強化月間」において重点的に監視指導を実施します。
- ◎ 広域的な食中毒事案に対応するために、平時から他都道府県や関係機関との情報共有を行うとともに、広域事案発生時には、厚生労働省の広域連携協議会等により連携体制を強化します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
大量調理施設に対する監視指導 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	監視指導計画に基づき大量に調理を行う施設に対する監視指導を実施します。				
	【取組目標】監視施設数	全施設	全施設	全施設	全施設
各監視強化月間における監視指導【再掲】 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）、各食肉衛生検査所	各強化月間などの各重点期間における監視指導を実施します。				
	【取組目標】関係機関の監視率	100%	100%	100%	100%
有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発 食品安全衛生課、衛生研究所、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	県ホームページや食の安全ほっとインフォメーション、各種広報誌、SNS等を通じて有毒植物や毒きのこによる食中毒予防の啓発を行います。				
	【取組目標】関係機関の取組実施率	100%	100%	100%	100%

(3) HACCPに沿った衛生管理の徹底

【現状】

- 食品の安全の確保は、食品の調理・製造・加工・流通・販売などを行う食品等事業者の自主的な衛生管理により成り立っています。このことから、総合支庁（保健所）生活衛生課（室）では、食中毒や不良な食品の流通を防止するため、HACCP^{※30}に沿った衛生管理について指導助言を行っています。
- 営業者が行うHACCPに沿った衛生管理を推進するため、公益社団法人山形県食品衛生協会^{※31}が行う食品衛生指導員^{※32}による巡回指導や指定団体として開催する食品衛生責任者の養成及び実務講習会などの事業を支援しています。

【課題】

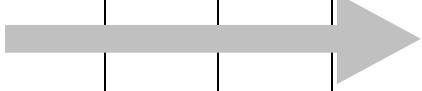
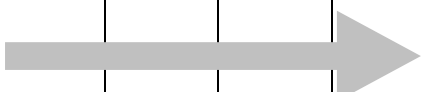
- ◇ 令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務化され、導入に対する指導に加えて、定着と継続性に係る指導助言がより一層求められます。
- ◇ HACCPに沿った衛生管理を実施しているが、その衛生管理が事業実態に即していなかったり、記録方法の確立がされていない事業者が散見されるため、定期的な立入検査によりHACCP実施状況の確認を行うとともに、講習会等の事業者教育の機会を通じて、HACCPに沿った衛生管理の実践と定着に向けた支援を行っていく必要があります。

【取組方針】

- ◎ HACCPに沿った衛生管理について、新規食品等事業者の規模や事業実態に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、すでに営業許可を取得している事業者に対しては、HACCPの運用状況について確認を行い、課題に応じた支援を行います。
- ◎ 指定団体として公益社団法人山形県食品衛生協会が行う食品衛生責任者の養成及び実務講習会やその他の食品等事業者を対象とした講習会を活用し、食品等事業者に対し法令遵守とHACCPに沿った衛生管理の徹底を指導していきます。
- ◎ 食品衛生指導員が行う食品営業施設への巡回指導や食品衛生の推進に関する自主活動を支

援します。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R10
H A C C P 運用状況の確認 食品安全衛生課、各総合支庁 (保健所) 生活衛生課 (室)	H A C C P の運用状況を確認し、 必要に応じて指導助言します。				
	【取組目標】 更新施設立入検査時の 確認	100%	100%	100%	100%
食品衛生講習会の開催 食品安全衛生課、各総合支庁 (保健所) 生活衛生課 (室)	食品等事業者を対象に法令順守の 徹底や自主的衛生管理の向上を周知 指導していきます。				
	【取組目標】 開催回数	200 回	200 回	200 回	200 回

(4) 適正な食品表示の確保と徹底

【現状】

- 食品の表示は、消費者が食品を購入する際の情報源として、また、食品事故等に迅速に対応するための情報として重要であり、適正で分かりやすい表示が求められています。
そのため、食品安全衛生課、各総合支庁農業振興課に「食品表示 1 1 0 番」を設置し、食品表示に関する情報や相談を受け、食品等事業者に対する監視指導に努めています。
- 事業所内に食品表示に精通した従業員である「食品適正表示推進者」の設置を推奨し、食品製造業者や販売業者等に対する食品の適正表示の普及・啓発を図っています。
また、消費者である一般県民に対する食品表示制度の周知（食品表示基準の改正等）にも努めています。
- 買物などの日常生活を通じ、流通食品の不適切な表示に関する情報を収集するため、県民を「食品安全モニター」として委嘱するとともに、食品安全モニター経験者を対象に「適正表示ボランティア」として登録しています。
(参考) 食品表示基準の改正
 - ・食物アレルギーに関する表示について、「特定原材料」に「くるみ」が追加されました。
改正：令和 5 年 3 月 9 日、経過措置期間：令和 7 年 3 月 31 日まで
 - ・機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供の義務化等が定められました。
改正：令和 6 年 9 月 1 日、経過措置期間：令和 7 年 3 月 31 日まで

【課題】

- ◇ 食品等事業者に対して、食品表示基準等に対応した消費者に分かりやすい表示について指導するとともに、消費者に対しては正しい知識の普及に努める必要があります。
- ◇ 食品表示制度は、衛生事項、品質事項、保健事項、景品表示法等を所管する国や県の関係機関が連携して効率的な指導等を行う必要があります。

【取組方針】

- ◎ 原料原産地、アレルギー物質を含む食品^{※33} 及び遺伝子組換え食品^{※34} 等に関して、食品事業者等へ食品表示基準に基づく表示を適切に行うよう指導していきます。
- ◎ 食品適正表示推進者制度^{※35} を推進し、食品等事業者に対し適正表示の徹底について啓発していきます。
- ◎ 消費者に食品安全モニター^{※36} 及び適正表示ボランティア制度^{※37} に参加してもらうことで、

食品表示の適正化及び消費者の食品表示に対する知識の普及に努めます。

- ◎ 関係機関との連携・協力による計画的、効率的な体制のもとに、適正な食品表示について監視指導していきます。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく表示に対する指導や監視 食品安全衛生課、消費生活・地域安全課、がん対策・健康長寿日本一推進課、各総合支庁（保健所）保健企画課／地域健康福祉課／生活衛生課（室）／地域保健福祉課／農業振興課／総務課	食品表示 110 番等により広く情報を受付け、食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく適正表示について監視指導を行います。				
	【取組目標】関係機関の監視率	100%	100%	100%	100%
アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品に係る監視指導 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品を製造・販売する事業者に対し監視指導を行います。				
	【取組目標】関係機関の監視率	100%	100%	100%	100%
食品適正表示推進者制度 食品安全衛生課、関係各課	食品等事業者を対象に講習会を開催し、食品適正表示推進者を育成します。				
	【取組目標】食品適正表示推進者養成講習会受講者数	130 人	130 人	130 人	130 人
食品表示法に基づく表示内容に係る周知 食品安全衛生課、がん対策・健康長寿日本一推進課、各総合支庁（保健所）保健企画課／地域健康福祉課／生活衛生課（室）／地域保健福祉課／農業振興課	食品表示法に基づく表示内容について、説明会を開催するなどして周知を図ります。				
	【取組目標】関係機関の取組実施率	100%	100%	100%	100%
食品安全モニター制度及び適正表示ボランティア制度 食品安全衛生課、各総合支庁農業振興課	食品安全モニターや適正表示ボランティアに対し適正表示の啓発を図ります。また、不適正表示を報告してもらい指導に繋がります。				
	【取組目標】食品安全モニター及び適正表示ボランティアの合計数	50 人	50 人	50 人	50 人

(5) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実

【現状】

- 県では、食品等事業者は消費者等から健康被害につながるような情報を得た場合には、速やかに保健所に報告することを求めています。
- 保健所が食品等事業者から違反食品の回収に着手した報告を受けた場合、県食品等事業者に対して厚生労働省の食品衛生申請等システムへ^{※38}の届出を促します。また、関係自治体への通知により消費者への速やかな情報提供を行っています。

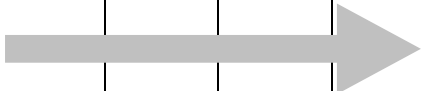
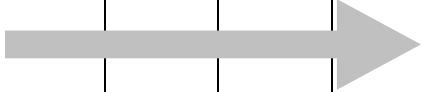
【課題】

- ◇ 食品等事業者は製品に起因する食品衛生上の危害又はそのおそれがある場合は、消費者への健康被害を未然に防止する観点から、当該食品を迅速かつ適切に回収（リコール）できるよう体制を整備する必要があります。
- ◇ 事案が発生した場合に迅速かつ円滑にリコールを実施するために、食品等事業者に対し、食品製造、加工、販売等に係る記録の作成を徹底する必要があります。

【取組方針】

- ◎ 食品等事業者が健康被害発生のおそれがある情報を得た場合は、夜間、休日にかかわらず保健所ホットライン^{※39}を活用し、速やかに通報するように周知するとともに通報の徹底を図ります。
- ◎ 食品衛生申請等システムによるリコール報告制度の周知を図り、遅滞ない報告の徹底を求めるとともに、回収が円滑に進むよう食品等事業者においてトレーサビリティ^{※40}の確保が徹底されるよう記録作成を指導していきます。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R10
保健所ホットラインによる通報体制の整備 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	健康被害発生のおそれがある事案が発生した場合は、夜間、休日にかかわらず、食品等事業者から保健所へ通報されるよう指導します。				
	【取組目標】関係機関の取組実施率	100%	100%	100%	100%
食品等事業者における記録作成の推進 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	食品等事業者に対し、食品製造・加工から食品流通・販売に至る各段階において、原材料や出荷した食品等の記録作成の徹底を指導します。				
	【取組目標】関係機関の取組実施率	100%	100%	100%	100%

基本方針３ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築

(1) 生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

【現状】

- 食の安全・安心は、生産者や食品等事業者の取組み及び行政の監視・指導だけで達成できるものではなく、生産者、食品等事業者、消費者及び行政が共に築きあげていくべきものです。そのため、県では、これらの関係者に学識経験者等を加えた「山形県食の安全推進会議」を平成 17 年から開催し、関係者間の情報共有や意見交換を通して相互理解の促進を図っています。また、県の食の安全・安心に関する施策に、会議の意見を反映させています。
- 食に関する関係者が食の安全・安心に関する様々なテーマで交流や情報交換を行い、相互理解を促進するため、公益社団法人山形県食品衛生協会と共催で「食の安全推進交流会」を開催しています。
- 食の安全・安心を確保するための様々な仕組みについて、県民の知識と理解を深めるため、消費者や団体等の要請に応じて職員を講師として派遣する出張セミナーを開催しています。
- 栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、高齢者の低栄養などの食生活の問題に加え、食の安全に対する知識を高めていくことが重要であり、県民一人ひとりが自らの食について学ぶことが大切です。
- 学校、保育所、医療機関、介護施設などの給食施設では、乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた適切な栄養管理のほか、アレルギーへの個別対応、適切な形態の食事の提供など安全対策が求められています。
- 国では平成17年 7 月に食育基本法を施行し、食育を国民運動として強力に推進しています。学校においては栄養教諭を中心とした食の指導が進められているほか、地域においても民間団体等による料理教室の開催など食育が定着しつつあります。その一方、食生活の変化等により家庭で食について学ぶ機会が減少してきています。

【課題】

- ◇ より多くの県民が参加しやすい食の安全・安心を学ぶ機会を設けることが必要です。
- ◇ 本県の食についての理解を促進するため、地産地消と連携した取組みを充実するほか、安全で安心な県産農林水産物及びその加工品の消費拡大のためのイベントの実施や情報発信について取り組んでいく必要があります。
- ◇ 食育を楽しく学ぶため、農林水産業と連携した取組みを進めていく必要があります。
- ◇ 家庭における食を学ぶ機会の減少を踏まえ、今後、地域や団体等で取り組む食や農林水産業を学ぶ食育活動の充実を図っていく必要があります。
- ◇ 学校、児童福祉施設、社会福祉施設・給食等を提供する事業所等において管理栄養士・栄養士を配置し、適切な栄養管理、安全な食事の提供、食事支援を行う給食施設の増加を図る必要があります。

【取組方針】

- ◎ 引き続き、生産者、食品等事業者、行政による意見交換等の機会を確保し、関係者間の相互理解の促進に努めるとともに、交流会のテーマを県民の関心が高いものにするなど、より多くの県民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◎ 関係団体、市町村と連携し、食育・地産地消の推進に取り組めます。また、県産農林水産物に関する理解の促進と普及・啓発に努めます。
- ◎ 農林漁業体験や調理体験をととして、楽しみながら食について学ぶ機会の提供に努めます。
- ◎ 学校や団体等が農産物の収穫体験等の体験活動を企画・実施する際における相談対応や指導者の派遣などを通して活動内容の充実に取り組み、本県の農林水産業の現状や食について自ら考える習慣や知識の習得を図ります。
- ◎ 新規就農者等に対し、安全・安心な農産物の生産・経営に関する知識と技術の習得に関する研修を実施し、安全意識の向上に努めます。
- ◎ 管理栄養士等が栄養管理を行っている給食施設の増加を図ります。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
山形県食の安全推進会議の開催 食品安全衛生課、農政企画課、農産物販路開拓・輸出推進課、農業技術環境課、畜産振興課、水産振興課	生産者、食品等事業者、消費者及び学識経験者等から構成される「山形県食の安全推進会議」を開催し、関係者間の情報の共有化による相互理解を促進します。 また、県の食の安全・安心に関する施策に、会議の意見を反映させます。				
	【取組目標】開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回
リスクコミュニケーション（意見交換会）※ ⁴² 及び食の安全推進交流会の開催 食品安全衛生課、各総合支庁（保健所）生活衛生課（室）	・（公社）山形県食品衛生協会と協働で、「食の安全推進交流会」を開催します。 ・食に関する関係者が、食の安全・安心に関する様々なテーマでの意見交流や情報の交換をすることにより、相互交流・相互理解を促進するため、意見交換会の機会の確保に努めます。				
食育・地産地消の推進 農産物販路開拓・輸出推進課、学校体育保健課、がん対策・健康長寿日本一推進課	関係団体、市町村、県等が連携し、食育・地産地消を推進します。 また、県産農産物等に関する理解の促進と食育・地産地消の普及・啓発を図ります。				
出張セミナーの開催 関係各課	消費者や団体等が開催する食の安全・安心に関する研修会に職員を派遣します。				
	【取組目標】開催回数	150 回	150 回	150 回	150 回
給食施設における管理栄養士等の配置の促進 がん対策・健康長寿日本一推進課、各総合支庁（保健所）地域健康福祉課（村山）/保健企画課（置賜・庄内）/地域健康保健福祉課（最上）	学校、児童福祉施設、社会福祉施設、給食等を提供する事業所等が適切な栄養管理、安全な食事の提供、食事支援を行っている施設の増加を図っていきます。				
	【取組目標】管理栄養士等を配置している特定給食施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く）の割合	令和 10 年度までに 78%			

安全・安心な農産物の生産等に関する研修の実施 農政企画課、東北農林専門職大学	就農予定者、農業者等を対象に、農薬の適正使用など安全・安心な農産物の生産・経営に関する知識と技術を学ぶ研修を実施します。				
	【取組目標】開催回数	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上

(2) 県民への情報提供の推進

ア 情報提供の推進

【現状】

- 食の安全・安心を確保するためには、消費者、生産者及び食品等事業者、食に関する関係者が情報を共有し、相互に理解し合うことが重要です。そのため、県では、食の安全・安心に関する情報を県ホームページや情報紙等により、迅速に提供しています。また、緊急性の高い情報は、報道機関を通して迅速に提供しています。

【課題】

- ◇ 食品による健康被害が発生した場合は、健康被害の未然防止、被害拡大及び不安軽減等を図るため、速やかに県民に対して情報を提供する必要があります。
- ◇ 食の安全・安心の確保は県民の健康維持に直結することから、県民に対する的確な情報を提供するため、市町村と連携を図る必要があります。
- ◇ 食品の安全について県民の関心が高まる中、第一義的な責任を有する生産者・事業者による食品等の安全性に関する情報公開を促進する必要があります。
- ◇ 消費者が食品の安全に関する知識と理解を深め、風評などに左右されずに自らの適切な判断で食品が選択できるよう、情報提供の充実に努める必要があります。

【取組方針】

- ◎ 食品の健康被害や食の安全・安心に関する情報について、県ホームページ、SNS及び紙媒体等、各種媒体の特性を活かし、県民に正確な情報を速やかに提供します。
- ◎ 「食の安全ほっとインフォメーション事業」に協力する事業者や施設の拡大を図り、多くの県民に対して時節に応じた情報提供を行います。

【主な取組み】

項 目	取組内容	推進計画(年度)			
		R 7	R 8	R 9	R 10
県ホームページ、SNS 及び紙媒体の掲示など、 各種媒体による食の安全・安心に関する情報発信の充実 食品安全衛生課	各種媒体の特性を活かし、食の安全・安心に関する情報を正確かつ迅速に提供します。				
食の安全ほっとインフォメーション事業 食品安全衛生課	消費者に対する食の安全・安心に関する情報伝達に協力していただける事業者の施設や市町村の公民館等を情報の発信基地として県民に情報提供を行います。				
	【取組目標】登録施設数	(令和10年度までに) 360施設			
消費者にわかりやすい農業情報及び農産物情報の提供 農業技術環境課、村山総合支庁農業技術普及課	総合的な農業情報を発信する「やまがたアグリネット」、環境保全型農業の情報サイト「山形eco農家」、村山地域の農産物の情報等を発信する「村山旬の市」により積極的に情報を発信します。				
健康食品の情報提供 食品安全衛生課、健康福祉企画課(薬務担当)、各総合支庁(保健所)保健企画課(医薬事室)／地域保健福祉課／生活衛生課(室)	健康食品による健康被害等の情報を提供します。				
有毒植物や毒きのこのこのシーズン前からの啓発【再掲】 食品安全衛生課、衛生研究所、各総合支庁(保健所)生活衛生課(室)	有毒植物や毒きのこによる食中毒の注意喚起を行います。				
	【取組目標】関係機関の取組実施率	100%	100%	100%	100%

毒きのこにご注意ください。

きのこ採りのシーズンには、毒きのこによる食中毒が増加します。食べられるきのここと毒きのこが混じって生えていることがあります。十分注意してください。

見分けられますか？

毒【ツキヨタケ】

- 山形県で最も中毒が多い。
- 柄を縦に裂くと芯の部分に黒褐色から暗紫色のしみがみられる。まれに、しみが分かりにくいものがあるので注意が必要。
- 傘の付け根につばのようなでっぱりがある。



ムキヨタケ(食) ツキヨタケ(毒) ヒラタケ(食)



クサウラベニダケ(毒)

ウラベニホテイシメジ(食)

毒【クサウラベニダケ】

- 雑木林や松の混在する林内に点々と生える、または群生する。
- 傘は薄いねずみ色、淡黄灰色、茶色のものもある。絹糸状の光沢が特徴。



猛毒きのこ「カエントケ」にご注意を！

猛毒【カエントケ】

- 表面がオレンジ色や赤色で「火炎」のような形。
- 毒性が非常に強い。
- 触れるだけで皮膚に炎症を起こす。
- 決して食べたり触れたりしないでください。



出典：厚生労働省HP

食中毒を防ぐために

- 確実に食べられるとわかるものだけ採りましょう。
- 毒きのここと食用きのこが混じって生えていることがあるので、採る際は慎重に！
- いただきものでも食用と判断できない場合には**食べない選択**を！



提供：山形県衛生研究所

食用と確実に判断できないきのこは
採らない！食べない！売らない！譲らない！



山では、きのこ採りに夢中になるあまりクマと遭遇したり遭難したりなど危険がいっぱいですので、併せて十分ご注意ください。

お問合せ：山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課 TEL：023-630-2677

やまがた食の安全ほっとインフォメーションの例

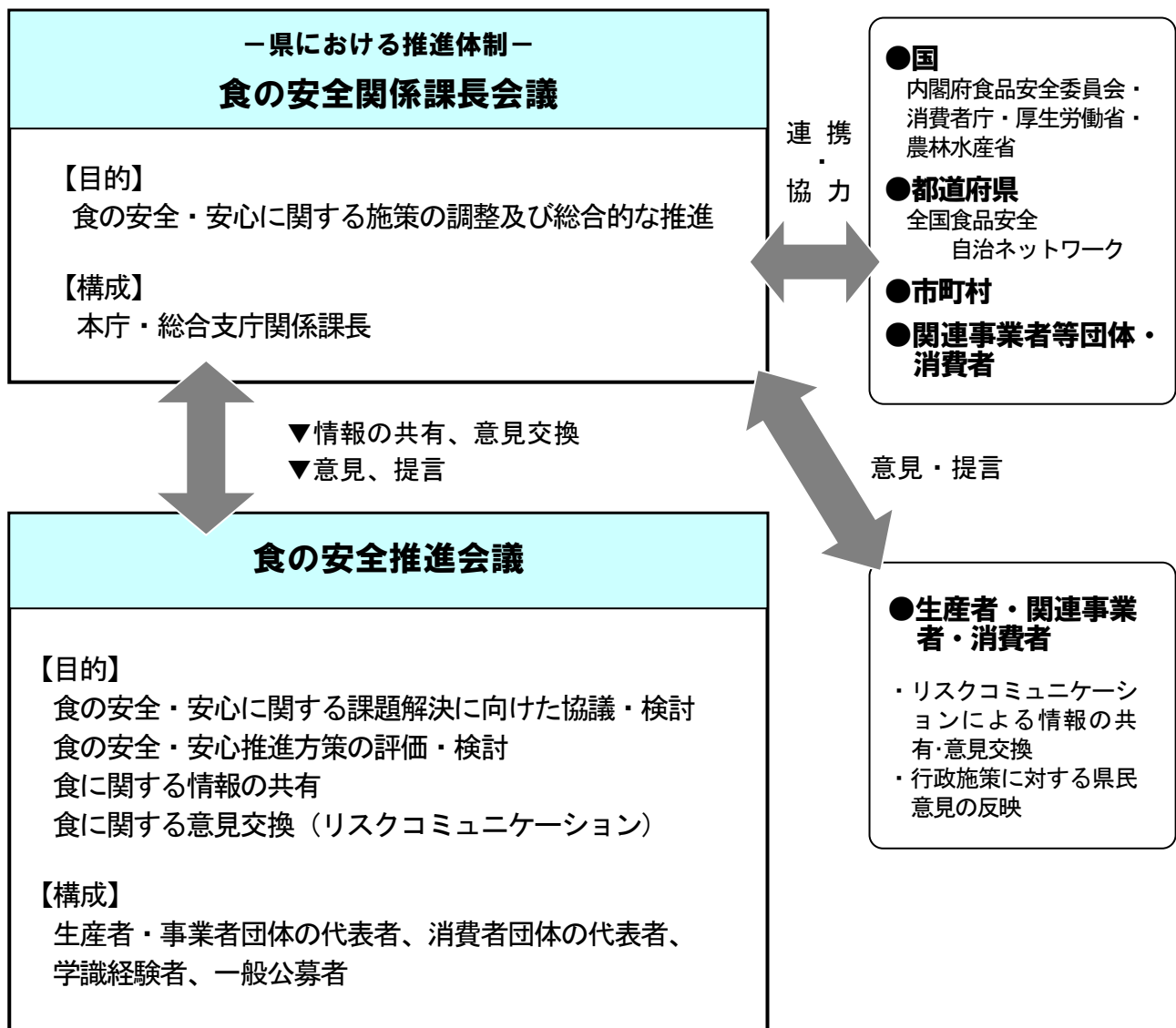
第 3 章

アクションプランの推進

- 1 プランの推進体制と検証
- 2 プランを推進するうえでの役割分担

1 プランの推進体制と検証

- ◎ 全庁を挙げて食の安全・安心の確保に係る施策を推進するため、関係部局からなる「食の安全関係課長会議」を組織し、総合的かつ横断的に施策を展開します。
- ◎ 毎年度、アクションプランの進捗状況を点検・評価し、その結果を「山形県食の安全推進会議」で報告するとともに、推進会議から意見を聴取し、次年度以降の施策へ反映します。
また、進捗状況及び点検・評価結果については県ホームページ等で公表します。
- ◎ 食品流通の広域化・国際化や食品の安全性を取り巻く課題の多様化・複雑化に対応するため、国や他の都道府県、市町村、各種関係団体との連携を強化します。



2 プランを推進するうえでの役割分担

(1) 生産者の役割

生産者は、農産物等の生産に際し、自らが安全な食品の提供について第一義的責任を有していることを認識し、生産の各段階において安全確保に必要な措置を適切に行うことが必要です。

一方、農産物等に対する県民の安心を確保するには、消費者の視点に立ち、農産物等に関する正確かつ積極的な情報の提供に努めることが重要です。

また、事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に積極的に参画することが求められます。

(2) 食品等事業者の役割

食品等事業者は、食品等の製造・加工、流通に際し、自らが食品の安全性の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、製造・加工、流通の各段階において安全確保に関する措置を適切に行うことが必要です。

なお、食品等に対する県民の安心感を確保するため、消費者の求める、事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ積極的な情報の提供に努めることが必須とされます。

また、事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力することが重要です。

(3) 消費者の役割

県民は、自らが「健康で安全な暮らし」を実践するため、食の安全・安心に関し、日ごろから関心を持つことが重要です。

また、食の安全・安心に関し、正しい知識の習得に努め、消費活動において、自らが主体的に判断し選択することが必要です。

加えて、生産者、食品等事業者及び関係行政機関の取組みに積極的に参加するなど機会を捉えて意見を表明し、安全・安心の確保に関する仕組みづくりに主体的に取り組むことが期待されます。

(4) 県の役割

県は、「県民の健康で安全な暮らし」を確保するため、生産から消費に至る各段階で、食の安全・安心の確保に関する施策を展開します。

また、生産者、食品等事業者及び消費者の自主的な取組みを支援するとともに、関係者との協働による効果的な事業の展開を図ります。

一用語解説一

※1【GAP（農業生産工程管理）】

Good Agricultural Practice の略称で、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」及び「農場経営管理」に関して、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用する、一連の工程管理手法のことです。

※2【国際水準GAP】

「GLOBAL G. A. P.」、「AS IAGAP」又は「JGAP」などがあります。

※3【やまがたGAP】

国際水準GAPへのステップアップを支援するため、審査項目（チェック項目）を少なくした取り組みやすいGAPとして令和4年に策定。

※4【山形県農作物病虫害防除基準】

本県の気象条件や栽培作物等の地域性を考慮し、作物ごとに栽培の妨げとなる病虫害や雑草等に対して使用する農薬やその他の防除方法を示し、効率的かつ適正な病虫害防除、雑草防除等について、栽培者の基準となるよう作成した手引書です。

※5【農薬適正使用推進員認定制度】

農薬に関する基礎的・実用的知識を有し、農薬の取扱い等について指導的役割を果たし、産地における農薬に関するアドバイス活動を担う人材を「山形県農薬適正使用推進員」として山形県知事が認定する制度です。

※6【農薬管理指導士認定制度】

農薬の取扱い及び使用に関する安全指導を徹底するため、農薬販売者並びにゴルフ場及び防除業における農薬使用者の資質向上対策を目的とし、山形県知事が認定する制度です。

※7【有機農産物】

有機JAS規格に基づき、原則として化学合成農薬や化学肥料等を使用しない栽培方法を一定期間（多年生は収穫前3年以上、それ以外は播種又は植付け前2年以上）継続したほ場で生産された農産物をいいます。

※8【特別栽培農産物】

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき化学合成農薬、化学肥料の両方を地域の慣行と比べ5割以上削減した栽培方法により生産された農作物をいいます。

※9【環境保全型農業直接支援対策】

化学合成農薬・化学肥料の5割低減の取組みと組み合わせ、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に支援を行う事業です。

※10【耕畜連携】

耕種農家（農産物の生産農家）が畜産農家に稲わらや飼料作物等を提供し、畜産農家が耕種農家に堆肥を提供するなど、耕種農家と畜産農家が連携して資源循環に取り組むことです。

※11【高病原性鳥インフルエンザ】

鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、全身症状など鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病をいいます。なお、我が国では、H5亜型、H7亜型のタイプ及びその他の高病原性のものが家畜に感染した場合を高病原性鳥インフルエンザとしています。高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、実際、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることで感染した例は、世界的にも報告されていません。WHO（世界保健機関）によると鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度が70℃に達するよう加熱することを推奨しています。

※12【CSF（豚熱）】

豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染することで起こる病気です。伝染力が強く、社会的に及ぼす影響が大きいことから家畜伝染病に指定されています。豚熱に感染した豚が発生した農場では、飼養されている豚等を対象に防疫措置を行います。豚肉は法律に基づき、全て検査に合格したものだけが流通することになっています。

※13【人獣共通感染症】

動物から人に感染する病気の総称であり、脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染症をいいます(野生動物等では病気にならない場合もあります)。

※14【飼養衛生管理基準】

家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関して最低限守るべき基準で、家畜伝染病予防法によりその遵守が義務づけられています。

※15【農場HACCP】

農場HACCPは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCP(※30)の考え方を採り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

※16【BSE(牛海綿状脳症)】

牛の脳組織がスポンジ状になり、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。プリオンというたんぱく質が異常化したことが原因と考えられ、この異常プリオンが含まれた肉骨粉を飼料として使用したことがまん延の原因といわれています。異常プリオンのほとんどは、BSEに感染した牛の脳、脊髄等(特定危険部位)に蓄積しています。OIE(国際獣疫事務局)の基準では、筋肉は特定危険部位ではないとされており、牛肉の安全性には問題がないとされています。国内では36頭確認されていますが、平成14年2月以降に生まれた牛の発生はありません。

※17【ノロウイルス】

ノロウイルスはヒトに経口感染して、腸壁細胞で増殖します。主たる感染経路としては、家族等同居者などの感染者から排出されたウイルスが手指などを経て口から入る場合と、ウイルスが河川を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積され、そのような貝を十分に加熱しないで食べた場合が考えられます。

※18【貝毒】

二枚貝が有毒プランクトンを取り込み、その毒を貝の体内に蓄積するため貝が毒化してしまうことをいいます。貝毒には、麻痺性と下痢性の2種類があります。麻痺性貝毒の毒成分は水溶性で、その毒力はフグ毒に匹敵する神経毒です。下痢性貝毒の毒成分は脂溶性で、下痢などの消化器系の障害を引き起こします。いずれも加熱処理を行っても分解しません。

※19【食品衛生監視員】

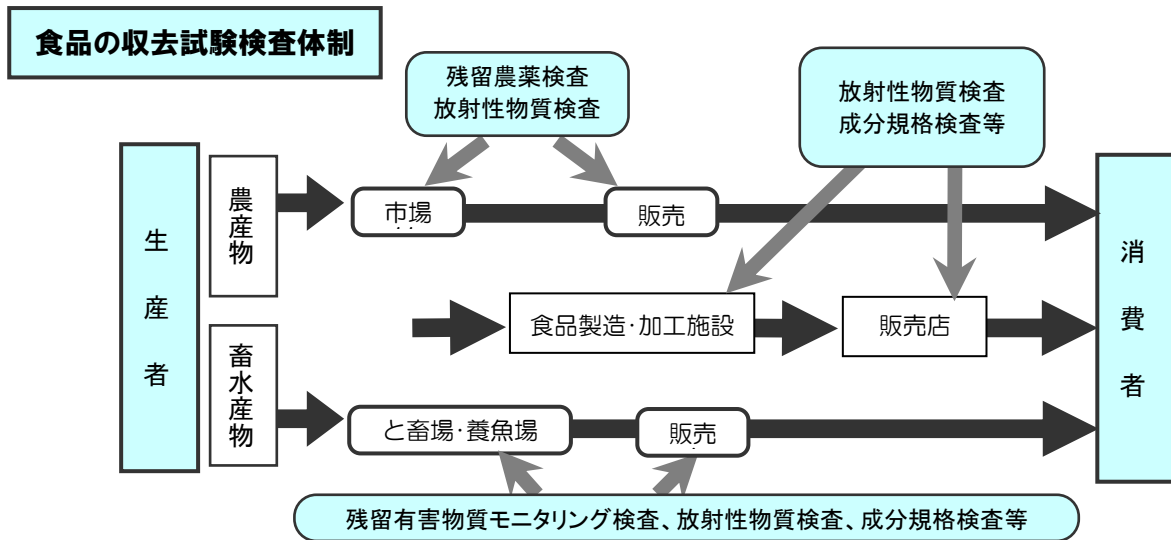
「食品衛生法」に基づき、食品衛生上の危害を防止するための営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導を行う保健所の職員のことです。

※20【と畜検査員】

安全な食肉を流通させるため、「と畜場法」に基づきと畜場においてと殺された牛、豚等の獣畜全頭を検査する食肉衛生検査所等の獣医師のことです。

※21【収去試験検査】

食品衛生法に基づき都道府県知事が食品衛生監視員に、食品の製造施設や販売施設から食品等を無償で確保させ検査させることです。



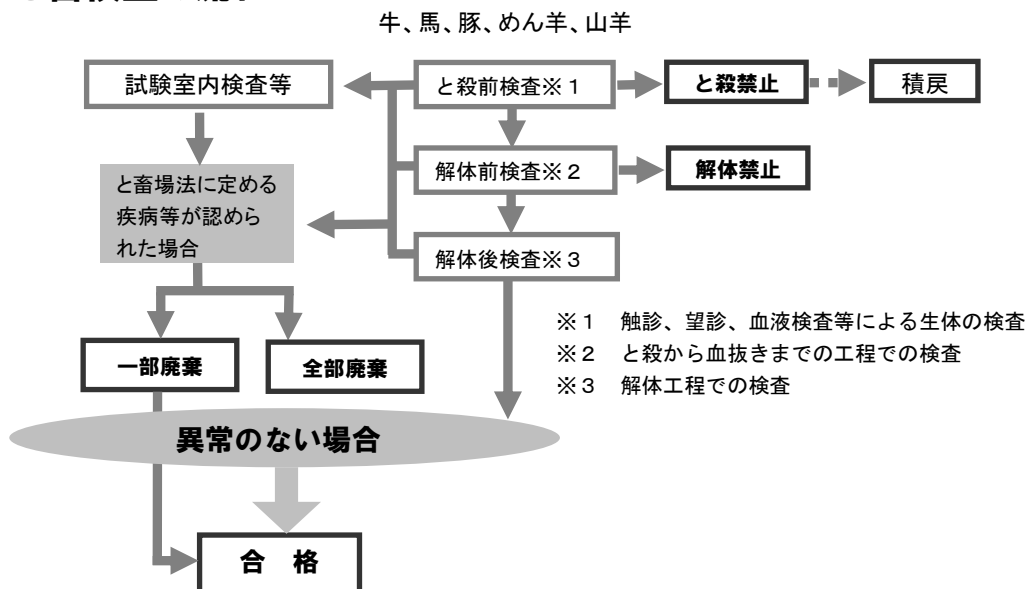
※22【G L P（食品衛生検査施設の業務管理）】

検査をするうえでの標準的な作業手順や検査の精度管理などを具体的に規定した施設・設備基準及び管理運営基準を定め、検査施設の信頼性を確保するシステムです。

※23【と畜検査】

安全な食肉を流通させるため、と畜場においてと殺された獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）全頭を獣医師であると畜検査員が疾病等の有無を検査することがと畜場法により義務付けられています。疾病等が認められた場合は廃棄などの措置がとられます。

と畜検査の流れ



※24【B S E検査】

と畜場における食肉の安全対策として、牛海綿状脳症（B S E）にり患した牛に由来する肉等を排除するために実施する検査で、抗原抗体反応を利用した検査方法（エライザ法）で実施しています。

B S E特有の臨床症状（行動異常又は神経症状）を呈する牛・めん羊・山羊を検査対象と

して、疑いのある症状の牛等が出た場合にBSE検査を実施します。

※25【ポジティブリスト制度】

一定の量を超えて農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下、農薬等）が残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

平成15年に食品衛生法が改正され、農薬等の食品中への残留について、ポジティブリスト制度が導入されました（平成18年5月施行）。これまでの制度では、残留基準が定められていない農薬等を含む食品の流通に対する規制が困難でしたが、ポジティブリスト制度の導入により、原則、全ての農薬等について、一律基準（0.01ppm）を含む残留基準が設定され、これを超える農薬等が残留している食品は販売等が禁止されることになりました。

※26【認定小規模食鳥処理場】

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に規定された、年間30万羽以下の食鳥（鶏、アヒル、七面鳥など）をと殺する施設をいいます。認定小規模食鳥処理場では、食鳥処理衛生管理者が異常の確認を行い、食用に適さない食鳥肉を排除しています。

※27【ADI（一日摂取許容量）】

人が毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

※28【ARfD（急性参照用量）】

人が24時間又はそれより短時間で経口摂取した場合、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

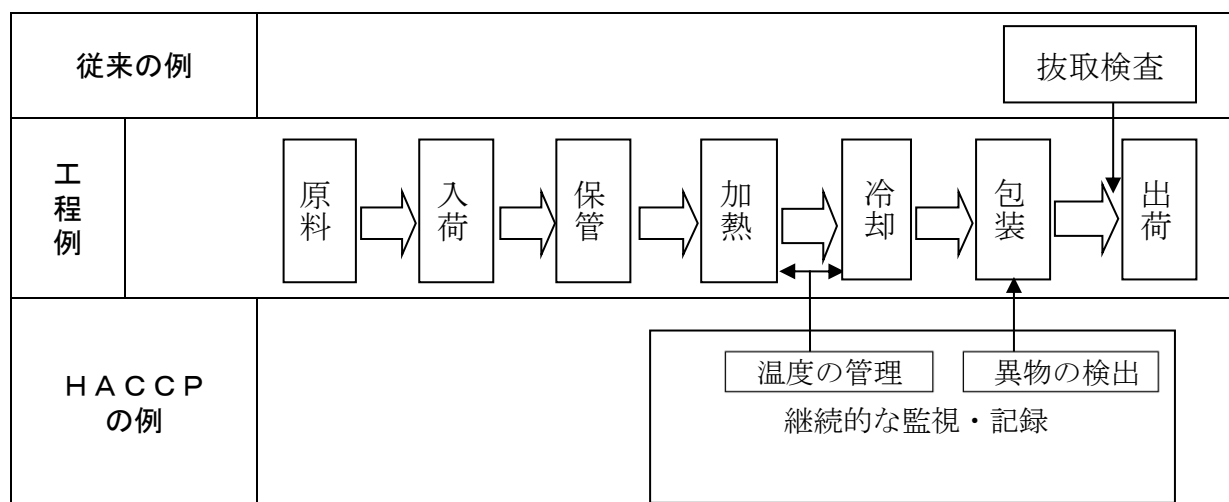
※29【大量調理施設衛生管理マニュアル】

同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設に対する衛生管理を定めたマニュアルで、原材料の受入れ等から提供までの一連の工程にHACCPの概念を取り入れた衛生管理を実施するものです。

※30【HACCP（ハサップ）】

HACCPとは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・特定（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理のシステムのことです。

各食品製造施設は、製品の特徴や製造工程等に応じて、この衛生管理の手法を用いることで、従来の抜取検査に比べて、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができるとともに、原因の追及を容易にすることが可能になります。



※31【公益社団法人 山形県食品衛生協会】

食品等事業者による自主衛生管理体制の推進を目的として、昭和34年に設置され、平成24年4月に公益社団法人となりました。令和6年度に地区の見直しを行い、現在、県内7地区の食品衛生協会から成り、会員数は約1万3千人。主な事業として、食品衛生思想の普及・啓発、食品関係営業施設への巡回指導、食品衛生賠償共済等の加入促進、食品衛生責任者の養成講習会の開催、食品衛生優良施設等表彰などを行っています。

※32【食品衛生指導員】

公益社団法人日本食品衛生協会が指定する養成講習会を経て、会長から委嘱を受けた者で、協会活動の中核として、食品衛生施設の巡回指導、営業許可申請手続きの相談指導、行政機関への協力などの業務をボランティア活動として行っています。

※33【アレルギー物質を含む食品】

国では、特定のアレルギー体質を持つ人の健康被害の発生を防止する観点から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から「小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）、えび、かに、くるみ」の8品目の表示を義務付けています。

また、一定の頻度で重篤な健康被害が見られる食品として「アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、バナナ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、カシューナッツ、ゴマ、マカダミアナッツ」の20品目について、表示を奨励しています。

※34【遺伝子組換え食品】

ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入し食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、病虫害や病気に強い農作物に改良したり、改良した農作物を使用し加工された食品をいいます。遺伝子組換え食品には安全性の審査が義務付けられています。

令和6年4月現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア、からしなの9作物で安全性が確認されており、これらを原材料とした加工食品の33食品（豆腐、納豆など）については、遺伝子組換え食品を使用している場合「遺伝子組換え」、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え分別生産流通管理をしていない（遺伝農産物が分別されていない場合「遺伝子組換え不分別」）の表示が義務付けられています。

※35【食品適正表示推進者制度】

食品等事業者の適正表示を推進するため、事業所内に食品表示に精通した従業員である「食品適正表示推進者」の設置を推奨する制度です。食品適正表示推進者養成講習会を開催し、受講者に対し推進者証を交付しています。

※36【食品安全モニター制度】

県民からの公募により委嘱した食品安全モニターが、講習会等により適正表示について知識を深めたうえで、買物など日常生活を通して食品の不適正な表示をチェックし、その結果について定期的に報告を受けて、行政で食品販売店等へ調査指導を行っています。

※37【適正表示ボランティア制度】

食品安全モニター経験者の中から希望者を募りボランティアに登録し、日常の買物を通じて食品の表示をチェックし、不適切と思われる表示が見つかった際に随時報告を受けて、県で食品販売店等へ調査指導を行っています。

※38【食品衛生申請等システム】

食品営業許可・届出の電子申請（食品等事業者→自治体）、食品リコール情報の一元管理等のためのシステムです。厚生労働省が開発し、全国の保健所設置自治体が使用しています。

※39【保健所ホットライン】

緊急時に直接ご連絡いただける専用の窓口です。

※40 【トレーサビリティシステム】

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることです。食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼を確保します。

トレーサビリティを確保する仕組み



※41 【リスクコミュニケーション】

リスクやリスク要因について、関係者がそれぞれの立場から情報を共有したうえで意見を交換し、お互いがともに考える土壌や信頼関係を築き、社会的な合意形成を目指すものです。

第7期やまがた食の安全・安心アクションプラン（令和7年度～令和10年度） 改定の経過

◎ 会議開催状況

日 程	会議の名称	審議内容
R6. 07. 17	食の安全関係課長会議	体系案の検討
R6. 11. 05	食の安全推進会議	策定案の検討

◎ 県民意見の反映

○ 令和6年度「県政アンケート調査」

【食の安全・安心に関する県民の意識】

- ・ 調査期間 令和6年 x 月中旬～ x 月下旬
- ・ 対象者数 2,500
- ・ 回収率 61.4%

○ パブリック・コメントの実施

- ・ 実施期間 令和7年 x 月 x 日～令和7年 x 月 x 日

令和6年12月に公開予定

山形県食の安全推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の食の安全・安心に関する取り組みを一層推進するため、当面の課題や今後の推進方策等について協議するとともに、山形県食の安全県民会議が宣言したアピールの具体的な展開を図るため、「山形県食の安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 食の安全・安心に関する情報及び意見の交換に関すること
- (2) 食の安全・安心確保に向けた県民各層の協働のあり方に関すること
- (3) その他食の安全・安心に関すること

(構成)

第3条 推進会議の委員は、消費者、生産者、加工・流通業者及び学識経験者などから知事が就任を委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の座長を務める。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、知事が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、防災くらし安心部食品安全衛生課において処理する。

2 事務局は、食品安全衛生課、農政企画課、農産物販路開拓・輸出推進課、農業技術環境課、畜産振興課及び水産振興課で構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

山形県食の安全推進会議委員名簿

(令和 6 年 11 月現在)

分野	氏名	所属・役職名	備考
消費者関係	岸 昌子	生活協同組合共立社 理事	
	今田久美子	山形県消費生活サポーター	
	佐藤 栄子	公募委員	
	荒木のぞみ	公募委員	
生産者関係	青柳 隆弘	山形県農業協同組合中央会地域・担い手サポートセンター 一次長	
	工藤 隆弘	山形県適正農薬販売協会 安全対策専門委員会 委員長	
	黒澤ちよ子	山形県指導農業士会 指導農業士	
食品産業関係	長谷川正芳	公益社団法人山形県食品衛生協会 会長	
	佐藤 玲子	山形県青果市場協会 会長	
	佐藤 紀子	山形県食品産業協議会 専務理事	
	小関由紀子 (代理)	やまがた女将会	
	中嶋 武司	株式会社中島商店 代表取締役	
有識者	藤科 智海	山形大学農学部 教授	委員長
	早坂 美希	公益社団法人山形県栄養士会	
	金光 秀子	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学科 学生部長・教授	

(敬称略、順不同)

◎事務局

防災くらし安心部	食品安全衛生課
農林水産部	農政企画課、農産物販路開拓・輸出推進課長、農業技術環境課、畜産振興課、水産振興課

食の安全関係課長会議設置要綱

(目的)

第1条 山形県危機管理要綱第7条の規定により、食品の安全性及び食品に対する安心（以下「食の安全・安心」という。）を確保するために、緊急時の迅速な対応を図るとともに、生産から消費に至る各施策を総合的・横断的に推進することを目的とし、食の安全関係課長会議（以下「課長会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 課長会議は、食品安全行政の円滑な推進及び緊急時の連携を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 食の安全・安心対策に係る事業に関すること
- (2) 関係部署の連携・協力に関すること
- (3) 関係部署が保有する情報の共有に関すること
- (4) その他必要と認められること

(組織)

第3条 課長会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

消費生活・地域安全課長、食品安全衛生課長、がん対策・健康長寿日本一推進課長、農政企画課長、農産物販路開拓・輸出推進課長、農業技術環境課長、畜産振興課長、水産振興課長、学校体育保健課長、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（室）長、各総合支庁産業経済部地域産業経済課長

(議長及び副議長)

第4条 課長会議には、議長を置き、議長は防災くらし安心部次長とする。

2 副議長は、食品安全衛生課長とし、議長を補佐する。

3 議長が不在の時は、副議長が議長の職務を代理する。

(議長の職務)

第5条 議長の職務は次のとおりとする。

- (1) 議長は、必要と認めるとき、課長会議を招集し、会議を主宰する。
- (2) 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 議長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 課長会議の事務局は、食品安全衛生課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、課長会議の運営等に関して必要な事項は、課長会議で協議する。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

食の安全関係課長会議委員

委 員		備 考
防災くらし安心部	次長	議 長
	食品安全衛生課長	副議長
	消費生活・地域安全課長	
健康福祉部	がん対策・健康長寿日本一推進課長	
農林水産部	農政企画課長	
	農産物販路開拓・輸出推進課長	
	農業技術環境課長	
	畜産振興課長	
	水産振興課長	
教育局	学校体育保健課長	
村山総合支庁		
保健福祉環境部	生活衛生課長	
産業経済部	地域産業経済課長	
最上総合支庁		
保健福祉環境部	生活衛生室長	
産業経済部	地域産業経済課長	
置賜総合支庁		
保健福祉環境部	生活衛生課長	
産業経済部	地域産業経済課長	
庄内総合支庁		
保健福祉環境部	生活衛生課長	
産業経済部	地域産業経済課長	